

## 都市計画運用指針改正（新旧対照表）

### （Ⅳ－２－１． G 地区計画）

改正後	現 行
<p>G. 地区計画（法第12条の5関係）</p> <p>1. 地区計画に関する都市計画を定めるに当たっての基本的な考え方</p> <p>（1）基本的な考え方について</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 市街化調整区域における地区計画については、広域的な運用の統一性を確保し、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る観点から、あらかじめ都道府県が<u>協議又は同意</u>に当たっての判断指針等を作成し、市町村の参考に供することで、円滑な制度運用が図られるものである。</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（5）関係行政機関との調整</p> <p>① 市町村の都市計画担当部局は、地区計画を定める場合には、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局と調整することが望ましく、港湾の秩序ある整備及び適切な運営との整合を図る観点から港湾管理者と協議するとともに、農林水産担当部局、農林水産関連企業担当部局その他関連部局と調整することが望ましい。また、都道府県の都市計画担当部局は、法第19条第3項に基づく<u>協議又は同意を行うに当たっては</u>、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局と調整するとともに、農林水産担当部局、農林水産関連企業担当部局その他関連部局と調整することが望ましい。</p>	<p>G. 地区計画（法第12条の5関係）</p> <p>1. 地区計画に関する都市計画を定めるに当たっての基本的な考え方</p> <p>（1）基本的な考え方について</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 市街化調整区域における地区計画については、広域的な運用の統一性を確保し、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る観点から、あらかじめ都道府県が<u>同意</u>に当たっての判断指針等を作成し、市町村の参考に供することで、円滑な制度運用が図られるものである。</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（5）関係行政機関との調整</p> <p>① 市町村の都市計画担当部局は、地区計画を定める場合には、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局と調整することが望ましく、港湾の秩序ある整備及び適切な運営との整合を図る観点から港湾管理者と協議するとともに、農林水産担当部局、農林水産関連企業担当部局その他関連部局と調整することが望ましい。また、都道府県の都市計画担当部局は、法第19条第3項に基づく<u>同意を行う場合に</u>、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局と調整するとともに、農林水産担当部局、農林水産関連企業担当部局その他関連部局と調整することが望ましい。</p>

なお、地区計画の区域内に国有林野及び公有林野等官行造林地が含まれる場合には、市町村の都市計画担当部局は関係森林管理局と調整することが望ましい。

- ② (略)
- ③ 市町村が市街化調整区域における地区計画を策定する場合には、都市計画担当部局はあらかじめ道路担当部局と調整することが望ましく、都道府県知事が、市街化調整区域における地区計画について協議又は同意を行うに当たっては、都市計画担当部局は道路担当部局及び、土地利用基本計画との調整の観点から土地対策担当部局と調整することが望ましい。
- ④ 用途地域の定められていない土地の区域における地区計画を定める場合農林水産部局又は農林水産関連企業担当部局との間で行う調整は次によることが望ましい。
  - 1) (略)
  - 2) 都道府県知事が地区計画について協議又は同意を行うに当たっては、都市計画担当部局が農林水産担当部局との間で調整を行うときには、法第12条の5第1項第2号の要件に該当すると見込むに足りる資料を添えて行うこと。
  - 3) (略)

(6) (略)

2 (略)

### 3. 地区計画の都市計画において決定すべき事項

(1)・(2) (略)

#### (3) 再開発等促進区

①・② (略)

#### ③ 配慮すべき事項

1)~5) (略)

#### 6) 他の法令等との調整

再開発等促進区を定めるに当たっては、他の法令の規定等との調整の観点から、以下によることが望ましい。

なお、地区計画の区域内に国有林野及び公有林野等官行造林地が含まれる場合には、市町村の都市計画担当部局は関係森林管理局と調整することが望ましい。

- ② (略)
- ③ 市町村が市街化調整区域における地区計画を策定する場合には、都市計画担当部局はあらかじめ道路担当部局と調整することが望ましく、都道府県知事が、市街化調整区域における地区計画について同意を行う場合には、都市計画担当部局は道路担当部局及び、土地利用基本計画との調整の観点から土地対策担当部局と調整することが望ましい。
- ④ 用途地域の定められていない土地の区域における地区計画を定める場合農林水産部局又は農林水産関連企業担当部局との間で行う調整は次によることが望ましい。
  - 1) (略)
  - 2) 都道府県知事が地区計画について同意を行う場合に、都市計画担当部局が農林水産担当部局との間で調整を行うときには、法第12条の5第1項第2号の要件に該当すると見込むに足りる資料を添えて行うこと。
  - 3) (略)

(6) (略)

2 (略)

### 3. 地区計画の都市計画において決定すべき事項

(1)・(2) (略)

#### (3) 再開発等促進区

①・② (略)

#### ③ 配慮すべき事項

1)~5) (略)

#### 6) 他の法令等との調整

再開発等促進区を定めるに当たっては、他の法令の規定等との調整の観点から、以下によることが望ましい。

a ・ b (略)

c 都道府県は、再開発等促進区に関する事項について協議又は同意を行うに当たっては、水道法に基づく広域的水道整備計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画並びに医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画の達成に支障がないように配慮することが望ましい。

d (略)

#### 7) 関係行政機関との調整

a (略)

b 再開発等促進区を定める地区計画を定めるに当たって、当該区域内に保安林又は保安施設地区が含まれるときは、都道府県の都市計画担当部局はその権限者と協議を行い、調整を了したうえで、都道府県は法第19条第3項の協議又は同意を行うことが望ましい。

c～e (略)

(4) (略)

4～6 (略)

### 7. 用途別容積型地区計画（法第12条の9）

(1)・(2) (略)

#### (3) 配慮すべき事項

①～④ (略)

#### ⑤ 関係行政機関との調整

1) (略)

2) 都道府県知事が、用途別容積型地区計画について協議又は同意を行うに当たっては、当該計画の区域に係る良好な環境の保全・形成の観点から必要があると認められるときは、都市計画担当部局は環境部局と連携調整を図ることが望ましい。

a ・ b (略)

c 都道府県は、再開発等促進区に関する事項に同意するに当たっては、水道法に基づく広域的水道整備計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画並びに医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画の達成に支障がないように配慮することが望ましい。

d (略)

#### 7) 関係行政機関との調整

a (略)

b 再開発等促進区を定める地区計画を定めるに当たって、当該区域内に保安林又は保安施設地区が含まれるときは、都道府県の都市計画担当部局はその権限者と協議を行い、調整を了したうえで、都道府県は法第19条第1項の同意を行うことが望ましい。

c～e (略)

(4) (略)

4～6 (略)

### 7. 用途別容積型地区計画（法第12条の9）

(1)・(2) (略)

#### (3) 配慮すべき事項

①～④ (略)

#### ⑤ 関係行政機関との調整

1) (略)

2) 都道府県知事が、用途別容積型地区計画について同意しようとする場合において、当該計画の区域に係る良好な環境の保全・形成の観点から必要があると認められるときは、都市計画担当部局は環境部局と連携調整を図ることが望ましい。

3) (略)

3) (略)

8・9 (略)

8・9 (略)